

地方独立行政法人知多半島総合医療機構 会計監査業務委託基本仕様書

1 業務名

地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査業務委託

2 業務の目的

地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 36 条の規定に基づき、市長が選任した会計監査人から、法第 35 条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る会計監査を受け、法第 34 項第 2 項の規定に基づく意見書の提出を受けなければならないとされていることから、当該会計監査人に会計監査を委託するものである。

3 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度の財務諸表についての法第 34 条第 1 項の規定に基づく半田市長及び常滑市長の承認の日まで。ただし、法第 39 条の規定による解任等特段の事情がない限り、事業年度ごとの意見書や報告書の内容を勘案し、最長で令和 11 事業年度まで再任する方針とする。

4 業務の内容

受託者は、法人の会計監査人として、次の業務を行うこと。

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対して、法令等の規定に基づく監査の実施及び監査報告書の作成
- (2) 法人監事及び内部監査担当部門との連携
- (3) 法人会計及び経営についての指導、助言及び相談対応
- (4) 法人経営層とのコミュニケーション
- (5) その他必要と認められる事項

5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士等による監査チームを編成し、本監査業務全般の管理を行う業務責任者を指定することとする。

受託者は、契約締結後、法人が指定する日までに業務責任者、業務従事者等を記載した体制表を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、企画提案書の内容を踏まえて業務を実施すること。
- (2) 受託者は、実施計画書を契約締結後 14 日以内に提出すること。

- (3) 受託者は、「5 業務実施体制」及び上記(2)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で報告し、承諾を受けなければならない。
- (4) 本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法(令和5年法律第79号)の趣旨に従い適正かつ厳格に行うこと。
- (6) 本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約期間終了後においても継続するものとし、担当者が担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。
- (7) 関係書類は、法令に基づき整理に努め適切に保管すること。法人から書類等の貸与を受ける場合は、預かり証を発行し、契約期間終了時まで返還すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、法人及び受託者双方協議のうえ定めるものとする。